

昭和九年

小作争議調査表

No. / 〇

(月報番號第一六一號)

経過	事項	原因	地主關係團體	關係人員	場所	發生	終熄
<p>当初五割五分の要求あり、小作人側は五分減成を譲歩し、五分地主例を定む。</p> <p>此の減成未期たるを以て、已長其夜口種の納付を奔走し、解決は出来ず、遂に是の事件は争議に発展せり。</p>	<p>小作科 三割五分減成要求</p>	<p>小作人は凡そ冷害による減成を理由に代表して地主側と対し、小作科五割減成を要求し、是れ地主側は個人別三割五分減成を譲歩しよう同答を拒否したるに因る。</p>	<p>小作人</p>	<p>地主 吉和 緑助 外十一人 小作人 秋吉 主程 外五十七名</p>	<p>遠賀郡折尾町大宮陣屋</p>	<p>昭和九年十一月十七日</p>	<p>昭和十年一月三十一日</p>

(昭和十年一月分)

財團 協調會 福岡出張所

備考	結果
	<p>一 因争議の故、大宮十割一、地内は三割五分、大宮大崎廿三割、小作科は昭和九年年度に限り減成あり。</p> <p>一 外に吉米十五俵と地主より小作人に交付せり。</p> <p>一 小作人は金銀福佐解令を以て腹退すること。</p> <p>一 小作人側より懇切な交渉あり。</p>